

～ さくら共済からのお知らせ ～

金木商工会「独自の給付制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「さくら共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会が運営する共済制度「さくら共済」のうち、当商工会が独自に給付を行う見舞金等の各制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の共済制度「さくら共済」に加入する事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は当商工会に対し、共済「さくら共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は見舞金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。また支払いは保険期間中（10月1日～9月30日）一回を限度とする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって共済制度「さくら共済」から脱退するものとする。

共済制度「さくら共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- ① 会員事業所が当商工会の会員でなくなったとき。
- ② 会員事業所が共済制度「さくら共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りではない。
- ③ 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお該当日（病气入院開始日）より3年を経過した後の請求については支給しない。

(付則)

第1条 この規約は、令和2年4月1日より実施する。

別表1 見舞金給付内容

<p><給付する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●病氣入院見舞金 <p>対象者が疾病により10日以上入院した場合に病氣入院見舞金として支給する</p> <p><給付できない場合></p> <p>次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ■共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失 ・ 地震、噴火またはこれらにより津波 ・ 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等 ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性により事故 ・ 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき ・ 請求当月分の掛け金が入金されないとき ■病氣入院見舞金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正常出産による入院の場合
--

別表2 見舞金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病氣入院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当会指定請求書 ・ 入退院日が明記された診断書または退院証明書または領収書（コピー可）